

越谷市告示第 **26** 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2第1項及び越谷市税条例（昭和29年条例第18号）第18条の2第1項の規定に基づき、同法及び同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、富山県及び石川県に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年（2024年）1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途越谷市告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月 **23** 日

越谷市長 福 田 晃